



令和 6 年度

申告書番号 ()

市民税・県民税申告書

添付書類台紙

住所 _____

氏名 _____

申告に必要な添付書類をこの台紙に貼りつけて提出してください。

※申告書の裏面には資料を貼らないでください。

- 源泉徴収票(給与、年金など)
- 社会保険料控除関係書類
- 生命保険料控除関係書類
- 地震保険料控除関係書類

の

★医療費控除申告の際の注意点(必ずお読みください)★

- ①支払った日付が令和5年1月1日から令和5年12月31日までのものが対象です。令和6年に入ってから支払ったものは翌年度の申告対象となります。
- ②医療費の領収書の添付は不要です。5年間ご自身で保管してください。
- ③医療費を支払った人と生計を一にする親族の医療費であれば、その全てについて申告することができます。
- ④生命保険・損害保険会社、健康保険組合等からの補てん金(入院費給付金、出産育児一時金など)を受けた場合は、補てんされる金額として支払った医療費から差し引いてください。
- ⑤新型コロナウイルス感染症について、PCR検査等の費用は、医師等の判断により受けた場合は対象となりますが、自己の判断により受けた場合は対象とはなりません。ただし、検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には自己の判断の場合も対象となります。
- ⑥交通費は電車・バスなどの公共交通機関の利用分が対象となります。
※タクシー代は、緊急時や電車などを使えない病状などのやむを得ない場合のみ対象となります。
※お車のガソリン代や駐車料金は対象外となります。
- ⑦寝たきりの人のおむつ代やストマ用装具の購入費用は、医師が発行した証明書があれば対象となります。

り

し

ろ